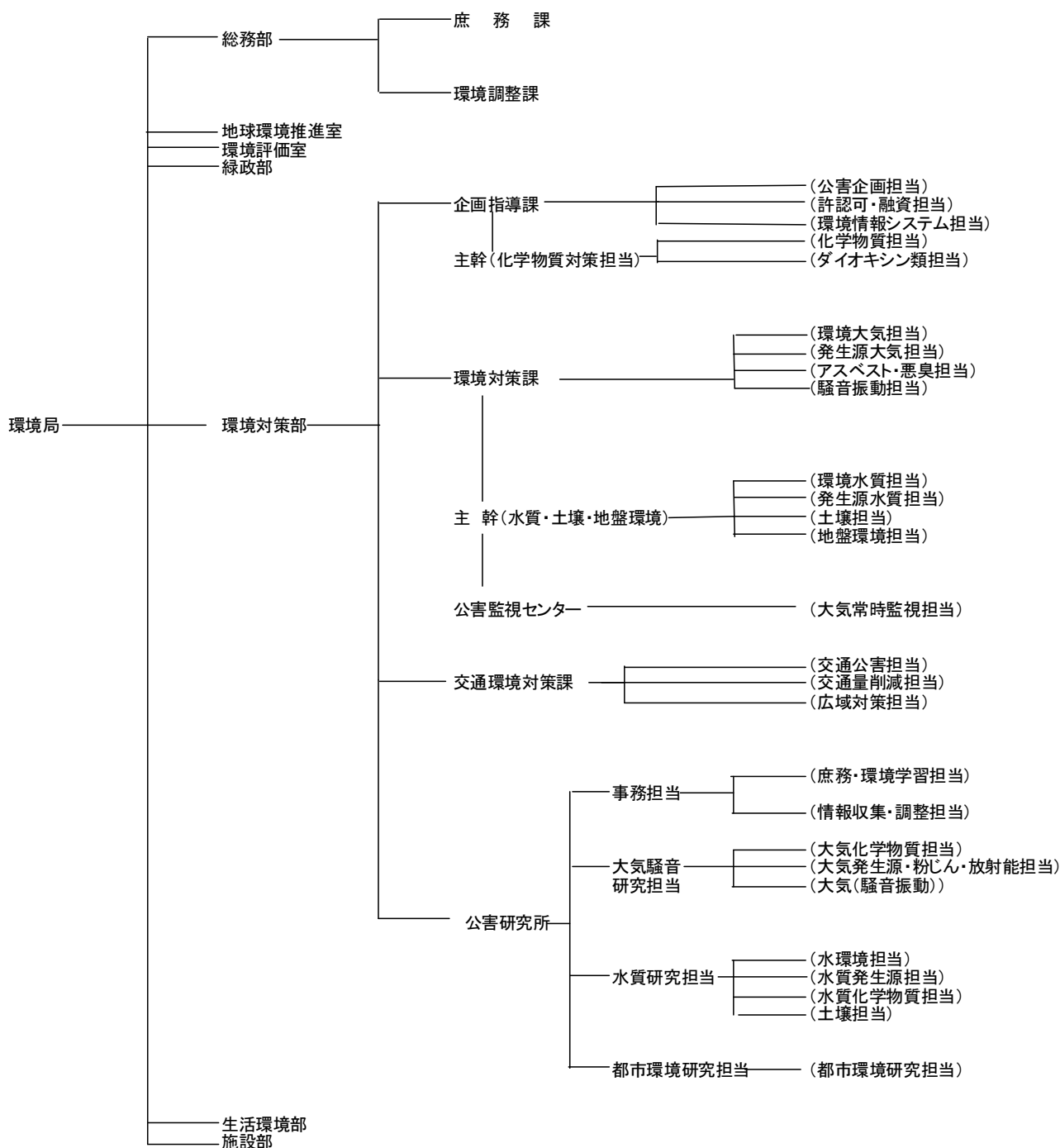


參考資料

I 事業執行関係資料

1 川崎市環境局環境対策部関係 所・課

(平成21年4月1日現在)



2 公害部門の予算費目内訳

平成 21 年度予算総括表（一般会計～環境費～公害対策費）

（単位：千円）

	平成 21 年度 当初予算額	財 源 内 訳						平成 20 年度 当初予算額	対前年比 倍 率
		国庫	県	市債	使用料及 び手数料	その他	一般財源		
公 害 対 策 費	966,465	20,999	37,577	0	0	10,536	897,353	1,017,067	0.98
公害対策総務費	765,971	17,345	35,815	0	0	10,347	702,464	806,761	0.99
地盤沈下調査費	30,869	0	0	0	0	0	30,869	25,328	1.22
公害監視センター費	104,458	3,654	0	0	0	0	100,804	112,591	0.93
公害研究所費	65,167	0	1,762	0	0	189	63,216	72,387	0.90

Ⅱ 統計資料等

1 大気汚染関係資料

(1) 大気汚染防止法に基づく届出状況

ア ばい煙発生施設

ばい煙発生施設届出工場又は事業場の数

平成 21 年 3 月末現在

地 区	合計	川 崎 区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	505	207			52	78	50	27	34	36
		98	63	67						

ばい煙発生施設届出数

平成 21 年 3 月末現在

施 設	地 区	合計	川 崎 区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
			大師	田島	川崎						
合 計		1,688	1,007			147	206	107	62	83	76
			521	286	200						
ボ イ ラ ー		822	201	76	126	81	135	70	29	64	40
ガ ス 加 熱 炉		3		2						1	
焙 焼 炉 及 び 焼 結 炉		1		1							
溶 鋳 炉 及 び 転 炉		7	2	5							
金 属 溶 解 炉		6	2	4							
金 属 加 熱 炉		110	40	66			4				
石 油 加 熱 炉		125	102	23							
燃 焼 炉		8	7	1							
焼 成 炉 及 び 溶 融 炉		5	2	3							
反 応 炉		4	4								
乾 燥 炉		44	21	20	2		1				
電 気 炉		12	4	8							
焼 却 炉		45	25	8	2			3		1	6
塩 素 反 応 施 設		18	9	9							
弗 酸 吸 収 施 設		2	1	1							
鉛 溶 解 炉		2		2							
コ ー ク ス 炉		3		3							
ガ ス タ ー ビ ン		108	22	9	16	14	13	15	11	6	2
デ ィ ー ゼ ル 機 関		312	70	45	39	50	49	15	18	6	20
ガ ス エ ン ジ ン		51	10	1	15	2	3	4	4	5	7
ガ ソ リ ン 機 関		0									

粉じん発生施設届出工場又は事業場の数

平成 21 年 3 月末現在

地区 届出工場 又は事業場の数	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
一般粉じん発生施設設置 届出工場又は事業場数	39	33			0	0	4	1	0	1
特定粉じん発生施設設置 届出工場又は事業場数	0	0			0	0	0	0	0	0
		15	17	1						
		0	0	0						

粉じん発生施設設置届出数

平成 21 年 3 月末現在

施設名	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全体(一般粉じん)	813	794			2	10	21	4		3
		104	685	5						
コークス炉	3		3							
堆積場	32	9	22				1			
コンベア	654	74	553	5		18	3			1
破碎機・摩砕機	40	10	26			2				2
ふるい	92	11	81							
全体(特定粉じん)										
切断機										
プレス機(剪断加工用)										

イ 集じん装置

集じん装置導入台数

平成 21 年 3 月末現在

集じん装置の種類	導入台数	割合 %
重力集じん	2	1.3
慣性力集じん	3	1.9
遠心力集じん	29	18.2
洗浄集じん	36	22.6
ろ過集じん	49	30.8
電気集じん(乾式)	24	15.1
電気集じん(湿式)	11	6.9
その他	5	0.2
合計	159	100.0

注)一部の集じん装置(洗浄集じん等)は、ばいじんとともに硫酸化物、塩化水素等も除去低減している。

処理対策施設数

平成 21 年 3 月末現在

処理対策導入施設の種類	導入台数	割合 %
ボイラー	16	13.8
金属溶解炉	3	2.6
熔融炉	4	3.5
乾燥炉	22	19.0
電気炉	12	10.3
廃棄物焼却炉	44	37.9
その他	15	12.9
合計	116	100.0

(2) 排煙脱硫装置導入状況

平成 21 年 3 月末現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硫装置 設置数	接続 施設 数
東燃化学(株)川崎工場	ボイラー	409,280	H 10. 6	1	2
東燃ゼネラル石油(株)川崎工場	ボイラー・燃焼 炉・反応炉	365,000	S 60. 8	2	6
東亜石油(株)京浜製油所水江工場	触媒再生塔	113,750	H 7. 10	1	1
	ボイラー	770,000	H 12. 10	1	1
入江崎水処理センター	廃棄物焼却炉	19,161	H 4. 4	3	3
	廃棄物焼却炉	10,795	H 15. 4	1	1
日本ゼオン(株)川崎工場	廃棄物焼却炉	9,604	H 18. 11	1	3
旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所	廃棄物焼却炉	83,739	H 20. 9	1	1
東洋ガラス(株)川崎工場	熔融炉	17,600	H 8. 12	1	1
川崎市浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	H 5. 9	3	3
かながわ廃棄物処理事業団 廃棄物中間処理施設	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 5	6	3
昭和電工(株)川崎製造所	廃棄物焼却炉	4,286	S 51. 4	1	1
	廃棄物焼却炉	11,829	H 7. 4	1	1
	ボイラー	325,900	H 7. 12	2	2
東日本旅客鉄道(株)川崎発電所	ボイラー	430,000	S 49. 2	1	1
東亜石油(株) 京浜製油所扇町工場	ボイラー	27,402	S 50. 10	1	1
JFEスチール(株) 東日本製鉄所(京浜地区)	コークス炉	160,000	S 50. 9	2	2
	焼結炉	1,400,000	H 15. 4	1	1
カポック(株)本社工場	廃棄物焼却炉	11,840	H 8. 4	1	1
(株)中商扇町CRセンター	廃棄物焼却炉	21,451	H 7. 2	1	1
エヌエス・ユシロ(株) NSリサイクルセンター	廃棄物焼却炉	58,500	H 16. 11	2	1
		10,200	H 19. 1	1	1
川崎市堤根処理センター	廃棄物焼却炉	162,040	S 60. 12	1	2
川崎市橘処理センター	廃棄物焼却炉	47,576	H 13. 1	3	3

(3) 脱硝技術導入状況

平成 21 年 3 月末現在

① 触媒を使用した脱硝技術

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
日本ブチル(株)川崎工場	ボイラー	55,000	H 3. 5	2	2
	ガスタービン	55,000	H 3. 5	2	2
東燃化学(株)川崎工場	ガスタービン	455,210	S 63. 3	1	2
	ボイラー				
	ボイラー	409,280	H 11. 7	1	2
新日本石油精製(株) 川崎事業所浮島工場	ボイラー	156,620	S 51. 12	1	1
		195,000	H 20. 3	1	1
花王(株)川崎工場	ガスタービン	70,700	H 16. 2	1	1
		63,000	H 11. 3	1	1
東燃ゼネラル石油(株) 川崎工場	石油加熱炉	237,300	S 59. 9	2	4
		133,000	H 11. 1	1	1
	ガスタービン	380,000	H 11. 1	1	1
東京電力(株)西火力事業所川 崎火力発電所	ガスタービン	2,200,000	H 16. 7	1	1
		2,200,000	H 17. 1	1	1
		2,200,000	H 21. 1	1	1
(株)日本触媒 川崎製造所千鳥工場	ガスタービン	78,585	H 16. 10	1	1
川崎クリーンパワー発電所	ガス機関	30,600	H 14. 10	2	2
		42,300	H 19. 6	2	2
東亜石油(株) 京浜製油所水江工場	触媒再生塔	113,750	S 62. 2	1	1
	ボイラー	641,000	H 12. 10	1	1
	ガスタービン	636,600	H 12. 10	1	2
	石油加熱炉	127,644	H 15. 1	1	2
日本ゼオン(株)川崎工場	ガスタービン	69,000	H 9. 4	1	1
	ガス機関	14,550	H 17. 6	2	2
	廃棄物焼却炉	9,604	H 18. 11	1	3
旭化成ケミカルズ(株) 川崎製造所	燃焼炉	95,300	H 8. 11	1	1
	ガスタービン	271,466	H 9. 4	1	1
	焼却炉	75,395	H 20. 9	1	1
新日本石油精製(株) 川崎事業所川崎工場	ガスタービン	502,360	H 5. 6	1	2
ボイラー					
東洋ガラス(株)川崎工場	ガス機関	5,290	H 18. 3	2	2
東京電力(株)西火力事業所 東扇島火力発電所	ボイラー	2,939,000	S 62. 9	2	2
JFE 鋼板(株)	金属加熱炉	27,910	H 12. 11	1	1

		6,030	H 17. 5	1	1
かながわ廃棄物処理事業団 廃棄物中間処理施設	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 6	3	3
三栄レギュレータ㈱東京工場	廃棄物焼却炉	52,540	H 14. 4	1	1

① 触媒を使用した脱硝技術(続)

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
昭和電工(株) 川崎製造所	ボイラー	285,000	H 9. 4	2	2
東日本旅客鉄道(株) 川崎発電所	ガスタービン	982,000	S 56. 4	1	1
	ボイラー	380,000	S 57. 7	1	1
	ガスタービン	1,232,620	H 5. 7	1	1
	ガスタービン	1,311,100	H 11. 3	1	1
東亜石油(株) 京浜製油所扇町工場	ガスタービン	5,900	H 3. 9	1	1
	石油加熱炉	204,497	H 6. 9	1	2
	ボイラー	73,170	H 12. 1	1	1
JFEスチール(株) 東日本製鉄所(京浜地区)	焼結炉	1,400,000	S 54. 6	1	1
	金属加熱炉	27,910	H 12. 11	1	1
昭和炭酸(株)川崎工場	ガス機関	9,090	H 13. 7	1	1
川崎天然ガス発電所	ガスタービン	2,060,000	H 20. 10	2	2
川崎市立川崎病院	ガス機関	1,752	H 10. 10	3	3
味の素(株)川崎事業所	ガス機関	35,300	H 18. 1	6	1
パレール	ガス機関	1,500	H 2. 10	2	2
NTT ドコモ川崎ビル	ガス機関	2,880	H 13. 12	3	3
マッジョーレ	ガス機関	1,437	H 14. 6	2	2
ラゾーナ川崎プロパティ	ガス機関	5,908	H 18. 5	2	2
三菱ふそう トラック・バス株式会社	ガスタービン	57,789	H 12. 7	2	2
	ボイラー				
労働福祉事業団 関東労災病院	ガス機関	2,792	H 11. 11	2	2
(株)サンジェルマン	ガス機関	956	H 13. 1	2	2
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院分院	ガス機関	619	H 13. 6	2	2
(学)聖マリアンナ医科大学	ガス機関	22,472	H 19. 7	2	2
学校法人専修大学生田校舎	ガス機関	1,900	H 5. 4	2	2
多摩区総合庁舎	ガス機関	2,419	H 9. 1	1	1
新百合丘ビブレ	ガス機関	2,870	H 9. 9	4	4

(3) 脱硝技術導入状況

平成 21 年 3 月末現在

② 触媒を使用しない脱硝技術

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 (m ³ N/h)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接続 施設数
東燃化学(株)川崎工場	ボイラー	205,000	S 50. 3	1	1
	ボイラー	428,506	S 52. 7	2	2
東燃ゼネラル石油(株) 川崎工場	ボイラー	323,000	H 5. 11	1	1
	石油加熱炉	47,250	H 8. 5	2	2
	石油加熱炉	33,750	H 9. 3	1	1
	石油加熱炉	75,697	S 53. 2	1	1
	石油加熱炉	71,308	H 7. 6	1	1
	石油加熱炉	60,000	H 8. 5	1	1
東亜石油(株) 京浜製油所水江工場	ボイラー	124,016	H 8. 12	1	1
川崎市浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	H 7. 10	3	3
JFE環境(株) 東日本本部[水江地区]	廃棄物焼却炉	5,596	H 15. 9	1	1
昭和電工(株)川崎製造所	廃棄物焼却炉	11,829	H 7. 10	1	1
(株)デイ・シイ川崎工場	焼成炉	60,000	S 56. 1	2	2
	焼成炉	53,000	S 56. 1	1	1
カポック(株)本社工場	廃棄物焼却炉	11,840	H 10. 2	1	1
エヌエス・ユシロ(株) NSリサイクルセンター	廃棄物焼却炉	58,500	H 18. 1	2	1
川崎市堤根処理センター	廃棄物焼却炉	81,020	S 61. 4	1	2
川崎市橘処理センター	廃棄物焼却炉	48,537	S 58. 9	3	3
川崎市王禅寺処理センター	廃棄物焼却炉	50,460	S 61. 4	3	3

2 自動車関係資料

自動車排出ガス規制値

種 別	新短期規制				新長期規制				備 考				
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値					
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15M (g/km)	CO	平成12年	1.27(0.67)	10・15M+11M (g/km)※3	CO	平成17年	1.92(1.15)				
			HC	平成12年	0.17(0.08)		NMHC	平成17年	0.08(0.05)				
			NOx	平成12年	0.17(0.08)		NOx	平成17年	0.08(0.05)				
		11M (g/test)	CO	平成12年	31.1(19.0)		CO	平成19年	6.67(4.02)				
			HC	平成12年	4.42(2.20)		NMHC	平成19年	0.08(0.05)				
			NOx	平成12年	2.50(1.40)		NOx	平成19年	0.08(0.05)				
	軽自動車	10・15M (g/km)	CO	平成14年	5.11(3.30)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成19年	6.67(4.02)				
			HC	平成14年	0.25(0.13)		NMHC	平成19年	0.08(0.05)				
			NOx	平成14年	0.25(0.13)		NOx	平成19年	0.08(0.05)				
		11M (g/test)	CO	平成14年	58.9(38.0)		CO	平成17年	1.92(1.15)				
			HC	平成14年	6.40(3.50)		NMHC	平成17年	0.08(0.05)				
			NOx	平成14年	3.63(2.20)		NOx	平成17年	0.08(0.05)				
	軽量車 (GVW≤1.7t)	10・15M (g/km)	CO	平成12年	1.27(0.67)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年	1.92(1.15)				
			HC	平成12年	0.17(0.08)		NMHC	平成17年	0.08(0.05)				
			NOx	平成12年	0.17(0.08)		NOx	平成17年	0.08(0.05)				
		11M (g/test)	CO	平成12年	31.1(19.0)		CO	平成19年	6.67(4.02)				
			HC	平成12年	4.42(2.20)		NMHC	平成19年	0.08(0.05)				
			NOx	平成12年	2.50(1.40)		NOx	平成19年	0.08(0.05)				
	中量車 (1.7t≤GVW≤3.5t)	10・15M (g/km)	CO	平成13年	3.36(2.10)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年	4.08(2.55)				
			HC	平成13年	0.17(0.08)		NMHC	平成17年	0.08(0.05)				
			NOx	平成13年	0.25(0.13)		NOx	平成17年	0.10(0.07)				
		11M (g/test)	CO	平成13年	38.5(24.0)		CO	平成19年	6.67(4.02)				
			HC	平成13年	4.42(2.20)		NMHC	平成19年	0.08(0.05)				
			NOx	平成13年	2.78(1.60)		NOx	平成19年	0.08(0.05)				
重量車 (3.5t<GVW)	G13M (g/kWh)	CO	平成13年	26.0(16.0)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年	21.3(16.0)					
		HC	平成13年	0.99(0.58)		NMHC	平成17年	0.31(0.23)					
		NOx	平成13年	2.03(1.40)		NOx	平成17年	0.9(0.7)					
ディーゼル車	乗用車	10・15M (g/km)	CO	平成14年	0.98(0.63)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年	0.84(0.63)	ディーゼル乗用車において、「小型」とは、等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)以下、「中型」とは、等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)超である。			
			HC	平成14年	0.24(0.12)		NMHC	平成17年	0.032(0.024)				
			NOx	小型	平成14年		0.43(0.28)	NOx	小型		平成17年	0.19(0.14)	
				中型	平成14年		0.45(0.30)		中型		平成17年	0.20(0.15)	
			PM	小型	平成14年		0.11(0.052)	PM	小型		平成17年	0.017(0.013)	
				中型	平成14年		0.11(0.056)		中型		平成17年	0.019(0.014)	
			軽量車 (GVW≤1.7t)	10・15M (g/km)	CO		平成14年	0.98(0.63)	10・15M+11M (g/km)		CO	平成17年	0.84(0.63)
					HC		平成14年	0.24(0.12)			NMHC	平成17年	0.032(0.024)
					NOx		平成14年	0.43(0.28)			NOx	平成17年	0.19(0.14)
					PM		平成14年	0.11(0.052)			PM	平成17年	0.017(0.013)
	中量車 (1.7t≤GVW≤2.5t)	10・15M (g/km)	CO	平成15年	0.98(0.63)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年	0.84(0.63)				
			HC	平成15年	0.24(0.12)		NMHC	平成17年	0.032(0.024)				
			NOx	平成15年	0.68(0.49)		NOx	平成17年	0.33(0.25)				
			PM	平成15年	0.12(0.06)		PM	平成17年	0.020(0.015)				
	重量車 (2.5t<GVW)※4	G13M (g/kWh)	CO	平成15、16年	3.46(2.22)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年	2.95(2.22)				
			HC	平成15、16年	1.47(0.87)		NMHC	平成17年	0.23(0.17)				
			NOx	平成15、16年	4.22(3.38)		NOx	平成17年	2.7(2.0)				
			PM	平成15、16年	0.35(0.18)		PM	平成17年	0.036(0.027)				

※1 CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

※2 規制値 1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値 1.27、型式あたりの平均値 0.67を示す。

※3 GVW(車両総重量)3500kg以下のものについては、平成17年(2005年)からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年(2008年)からは、新たな試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年(2011年)からは新たな試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と新たな試験モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用される。

※4 ディーゼル車トラック・バスの重量車のうち、車両総重量2.5t<GVW≤12tについては平成15年10月1日から、車両総重量12t<GVWについては平成16年10月1日から適用される。

種 別		現行規制				次期規制				備 考	
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
二輪車	第一種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	18年、19年からの二輪車の試験モードは冷始動に変更。
				HC	平成10年	(2.00)		HC	平成18年	(0.50)	
				NOx	平成10年	(0.30)		NOx	平成18年	(0.15)	
		2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(8.00)		CO	平成19年	(2.0)	
				HC	平成10年	(3.00)		HC	平成19年	(0.50)	
				NOx	平成10年	(0.10)		NOx	平成19年	(0.15)	
	第二種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	(2.0)	
				HC	平成11年	(2.00)		HC	平成19年	(0.50)	
				NOx	平成11年	(0.30)		NOx	平成19年	(0.15)	
		2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	(8.00)		CO	平成18年	(2.0)	
				HC	平成11年	(3.00)		HC	平成18年	(0.30)	
				NOx	平成11年	(0.10)		NOx	平成18年	(0.15)	
軽二輪自動車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		
			HC	平成10年	(2.00)		HC	平成18年	(0.30)		
			NOx	平成10年	(0.30)		NOx	平成18年	(0.15)		
	2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(8.00)		CO	平成19年	2.7(2.0)		
			HC	平成10年	(3.00)		HC	平成19年	0.40(0.30)		
			NOx	平成10年	(0.10)		NOx	平成19年	0.20(0.15)		
小型二輪自動車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	20.0(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7(2.0)		
			HC	平成11年	2.93(2.00)		HC	平成19年	0.40(0.30)		
			NOx	平成11年	0.51(0.30)		NOx	平成19年	0.20(0.15)		
	2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	14.4(8.00)		CO	平成19年	2.7(2.0)		
			HC	平成11年	5.26(3.00)		HC	平成19年	0.40(0.30)		
			NOx	平成11年	0.14(0.10)		NOx	平成19年	0.20(0.15)		
ディーゼル 特殊自動車 ※3	定格出力 19kW以上37kW 未滿のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50(5.0)	8M (g/kWh)	CO	平成19年	6.5(5.0)		
			HC	平成15年	1.95(1.5)		HC	平成19年	1.33(1.0)		
			NOx	平成15年	10.4(8.0)		NOx	平成19年	7.98(6.0)		
			PM	平成15年	1.04(0.8)		PM	平成19年	0.53(0.4)		
	定格出力 37kW以上75kW 未滿のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50(5.0)	8M (g/kWh)	CO	平成20年	6.5(5.0)		
			HC	平成15年	1.69(1.3)		HC	平成20年	0.93(0.7)		
			NOx	平成15年	9.10(7.0)		NOx	平成20年	5.32(4.0)		
			PM	平成15年	0.52(0.4)		PM 37-56kW	平成20年	0.40(0.3)		
	定格出力 75kW以上130kW 未滿のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50(5.0)	8M (g/kWh)	CO	平成19年	6.5(5.0)		
			HC	平成15年	1.30(1.0)		HC	平成19年	0.53(0.4)		
			NOx	平成15年	7.80(6.0)		NOx	平成19年	4.79(3.6)		
			PM	平成15年	0.39(0.3)		PM 56-75kW	平成19年	0.27(0.2)		
定格出力 130kW以上560kW 未滿のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	4.55(3.5)	8M (g/kWh)	CO	平成18年	4.55(3.5)			
		HC	平成15年	1.30(1.0)		HC	平成18年	0.53(0.4)			
		NOx	平成15年	7.80(6.0)		NOx	平成18年	4.79(3.6)			
		PM	平成15年	0.26(0.2)		PM	平成18年	0.23(0.17)			
ガソリン・ LPG 特殊自動車 ※3	定格出力 19kW以上560kW 未滿のもの	-	CO	-	-(-)	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6(20.0)		
			HC	-	-(-)		HC	平成19年	0.80(0.6)		
			NOx	-	-(-)		NOx	平成19年	0.80(0.6)		

※1 CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質
 ※2 規制値 1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値 1.27、型式あたりの平均値 0.67を示す。
 ※出典：環境省ホームページ「自動車排出ガス規制値」(http://www.env.go.jp/air/car/gas_kisei/kisei.pdf) (H.17.10.1)

3 水質汚濁関係資料

(1) 水質汚濁法に基づく届出状況

(表 1 - 1) 業種別工場又は事業場の数 (水質汚濁防止法)

平成 21 年 3 月末現在

業種	地区								
	合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
合 計	627	151	5	45	159	96	90	81	
食 料 品 製 造 業	54	12	0	4	17	8	10	3	
紙 加 工 品 製 造 業	1	1	0	0	0	0	0	0	
化 学 工 業	39	37	0	0	2	0	0	0	
石 油 製 品 製 造 業	4	4	0	0	0	0	0	0	
鉄 鋼 業	6	6	0	0	0	0	0	0	
金 属 製 品 製 造 業	43	21	0	4	13	0	3	2	
電 気 機 械 器 具 製 造 業	12	3	0	1	3	0	2	3	
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	4	1	0	0	0	3	0	0	
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	20	9	0	2	7	0	0	2	
そ の 他 の 製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	
洗 濯 業	144	0	0	10	44	26	39	25	
そ の 他	300	57	5	24	73	59	36	46	

(表 1 - 2) 排水量規模特定事業場数

平成 21 年 3 月末現在

排水規模		地区							
		合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
合 計		627 (118)	151 (49)	5 (2)	45 (5)	159 (27)	96 (8)	90 (17)	81 (10)
内	50m ³ /日未満	556 (84)	92 (21)	3 (1)	44 (4)	158 (26)	94 (7)	89 (16)	79 (9)
	50~400m ³ /日未満	22 (10)	16 (7)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (0)
訳	400m ³ /日以上	46 (24)	43 (21)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)

(注) : () 内の値は、有害物質を使用する事業場数

(表 1 - 3) 特定施設別特定事業場数

平成 21 年 3 月末現在

	代表特定施設又は代表特定施設に係る業種	特定事業場数					
		50m ³ 以上		50m ³ 未満		合計	
			有害物質		有害物質		有害物質
1	鉱業・水洗炭業						
1の2	畜産農業			5		5	
2	畜産食料品製造業	1		5		6	
3	水産食料品製造業						
4	保存食料品製造業			1		1	
5	みそ・しょうゆ・食用アミノ酸・グルタミン酸・ソース・ソーダ・食酢製造業	1	1	1		2	1
6	小麦粉製造業						
7	砂糖製造業						
8	パン・菓子製造業・製あん業						
9	米菓製造業・こうじ製造業			1		1	
10	飲料製造業			1		1	
11	動物系飼料・有機肥料製造業			1		1	
12	動植物油脂製造業						
13	イースト製造業						
14	でん粉・加工でん粉製造業						
15	ぶどう糖・水あめ製造業						
16	めん類製造業			2		2	
17	豆腐・煮豆製造業			32		32	
18	インスタントコーヒー製造業						
18の2	冷凍調理食品製造業						
18の3	たばこ製造業			1		1	
19	紡績業、繊維製品の製造・加工業			4		4	
20	洗毛業						
21	化学繊維製造業						
21の2	一般製材業・木材チップ製造業						
21の3	合板製造業						
21の4	パーティクルボード製造業						
22	木材薬品処理業						
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			5	2	5	2
24	化学肥料製造業	1	1			1	1
25	か性ソーダ・か性カリ製造業						
26	無機顔料製造業						
27	その他の無機化学工業製品製造業	1		1		2	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業						
29	コールタール製品製造業						
30	発酵工業						
31	メタン誘導品製造業						
32	有機顔料・合成染料製造業						
33	合成樹脂製造業	10	3	2		12	3
34	合成ゴム製造業	2	1			2	1
35	有機ゴム薬品製造業						
36	合成洗剤製造業	1	1			1	1
37	その他の石油化学工業	9	7	1		10	7
38	石けん製造業						
39	硬化油製造業						
40	脂肪酸製造業						
41	香料製造業						
42	ゼラチン・にかわ製造業						
43	写真感光材料製造業						
44	天然樹脂製品製造業						

○参考資料○

45	木材化学工業						
46	その他の有機化学工業製品製造業	3	3	2		5	3
47	医薬品製造業			1		1	
48	火薬製造業						
49	農薬製造業						
50	試薬製造業						
51	石油精製業	3	2			3	2
51の2	自動車タイヤ・チューブ・ゴムホース、工業用ゴム、更生タイヤゴム板製造業						
51の3	医薬用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋、糸ゴム、ゴムバンド製造業						
52	皮革製造業						
53	ガラス・ガラス製品製造業	2	1	3		5	1
54	セメント製品製造業						
55	生コンクリート製造業			17	1	17	1
56	有機質砂かべ材製造業						
57	人造黒鉛電極製造業						
58	窯業原料精製業			1		1	
59	砕石業						
60	砂利採取業						
61	鉄鋼業	4	3	3		7	3
62	非鉄金属製造業						
63	金属製品製造業・機械器具製造業			10	1	10	1
63の2	空きびん卸売業						
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設						
64	ガス供給業・コークス製造業						
64の2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水			5		5	
65	酸・アルカリによる表面処理施設	6	5	33	12	39	17
66	電気めっき施設	1	1	13	5	14	6
66の2	旅館業			13		13	
66の3	共同調理場						
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業	1		6		7	
66の5	飲食店			1		1	
66の6	そば店・うどん店・すし店・喫茶店						
66の7	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ						
67	洗たく業			145	21	145	21
68	写真現像業			12		12	
68の2	病院			5		5	
69	と畜業・死亡獣畜取扱業						
69の2	中央卸売市場	1				1	
69の3	地方卸売市場						
70	廃油処理施設						
70の2	自動車分解整備事業			3		3	
71	自動式車両洗浄施設			110	1	111	1
71の2	研究・試験・検査・専門教育機関	2	2	45	18	47	20
71の3	一般廃棄物処理施設			4			
71の4	産業廃棄物処理施設	2	1	6	4	8	5
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設			4	4	4	4
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設			1	1	1	1
72	し尿処理施設	1		7		8	
73	下水道終末処理施設	4	4			4	4
74	共同処理施設	6	1	3		9	1
	指定地域特定施設	4		43		47	
	合 計	68	37	559	70	627	107

(2) 河川・海域環境調査地点及び測定項目

調査項目	生活環境項目										健康項目																									
	水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全リン	全亜鉛	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	
測定地点																																				
河川	* 三沢川 ・ 一の橋	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2	12	4	4		
	* 二ヶ領本川 ・ 堰前橋	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2	12	4	4	
	* 平瀬川 ・ 平瀬橋 (人道橋)	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2	12	4	4	
	* 麻生川 ・ 耕地橋	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2	12	4	4	
	* 真福寺川 ・ 水車橋前	24	24	24	24	12	4	24	24	12	4	4	4	4	4	2	2	4	2	2	2	4	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2	12	4	4	
	二ヶ領用水 円筒分水下流 ・ 今井仲橋	12	12	12	12			6	6		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	二ヶ領用水 宿河原線 ・ 出合い橋	12	12	12	12			6	6																											
	五反田川 ・ 追分橋	12	12	12	12			6	6																											
	片平川 ・ 片平橋下	12	12	12	12			6	6																											
	有馬川 ・ 五月橋	12	12	12	12			6	6																											
	渋川 ・ 渋川橋	12	12	12	12			6	6																											
	登戸排水路	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	六ヶ村掘下水路	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	宮内下水路	4	4	4	4			4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	矢上川 ・ 大日橋	4	4	4	4			4	4																											
	矢上川 ・ 日吉橋	4	4	4	4			4	4																											
	三沢川 ・ 下村橋下	4	4	4	4			4	4																											
	二ヶ領本川 ・ 親水公園内	4	4	4	4			4	4																											
	山下川 ・ 合流前	4	4	4	4			4	4																											
	二ヶ領本川 ・ 南橋	4	4	4	4			4	4																											
	二ヶ領用水 宿河原線 ・ 北村橋上	4	4	4	4			4	4																											
	前川堀 ・ 合流前	4	4	4	4			4	4																											
	二ヶ領用水 円筒分水下流 ・ 鹿島田橋	4	4	4	4			4	4																											
	平瀬川 ・ 支川合流後	4	4	4	4			4	4																											
	平瀬川 ・ 中之橋	4	4	4	4			4	4																											
	麻生川 ・ 山口橋	4	4	4	4			4	4																											
	* 矢上川 ・ 矢上川橋										2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	海域	* 浮島沖	12	12	12		4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	12			
* 東扇島沖		12	12	12		4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12			
* 京浜運河千鳥町		12	12	12		4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12			
* 東扇島防波堤西		12	12	12		4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12			
* 京浜運河扇町		12	12	12		4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12			
* 扇島沖		12	12	12		4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	12			
末広運河先		4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2			2						2	2	2								2		
大師運河先		4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2			2						2	2	2								2		
夜光運河先		4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2			2						2	2	2								2		
桜堀運河先		4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2			2						2	2	2								2		
池上運河先		4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2			2						2	2	2								2		
南渡田運河先	4	4	4		2	2	4	4		2	2	2	2	2			2						2	2	2								2			

注) 表の数字は本市の実施した年間の測定回数を示す。

*は測定計画地点 (なお、矢上川・矢上川橋については国土交通省が要監視項目以外の項目について測定を実施している)

□は2層(上層、下層)について測定を実施している。

※は水生生物保全に係る要監視項目

特殊項目		要 監 視 項 目																				そ の 他 の 項 目																								
フエノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロホルム	トランス1,2ジクロロエチレン	1,2ジクロロベンゼン	1,2ジクロロエチレン	ダイアジノン	イソキサチオン	フエニトロチオン	インプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フエノブカルブ	イプロベンホス	クロロニトロフエ	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	モリブデン	アンチモン	ニツケル	フエノール※	ホルムアルデヒド※	塩化ビニル	エビクロロヒドリン	1,4ジオキサソ	ウラン	全マンガン	アンモニア性窒素	磷酸態燐	電気伝導率	塩化物イオン	陰イオン界面活性剤	非イオン界面活性剤	蛍光増白剤	有機体炭素	クロロフィルa	TPT	TBT	糞便性大腸菌	
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12	12	24	24	2	2	2	2					4	
2	2	2	2	2												2										2								12	12	24	24	2	2	2	2					4
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12	12	24	24	2	2	2	2					4	
2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12	12	24	24	2	2	2	2					4	
2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	24	24	2	2	2	2					4	
																																			6		2	2	2	2						
																																			6		2	2	2	2						
																																			6		2	2	2	2						
																																			6		2	2	2	2						
																																			6		2	2	2	2						
																																			6		2	2	2	2						
																																			6		2	2	2	2						
																																			6		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						
																																			4		2	2	2	2						

4 騒音・振動関係資料

(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考・車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・地域の類型は、騒音に係る環境基準（一般地域）によるものとする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（等価騒音レベル $L_{Aeq,T}$ ）	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 | 15 メートル |
| (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 | 20 メートル |

(2) 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から翌日 の午前6時まで
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) a区域：第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域

第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域

c区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次のとおりとする。

(等価騒音レベル L_{Aeq})

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

(3) 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
		8時から19時	19時から8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域，第2種住居地域 準住居地域，無指定	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地 域
I	70 以下	下記に掲げる地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種住居低層専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに未指定地域
II	75 以下	下記に掲げる地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※類型の当てはめをする地域

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ 400 メートル以内の地域（多摩川橋りょうの周辺地域については、橋りょうの県寄りの先端の線路の中心から半径 600 メートルの円内の地域）。ただし、工業専用地域並びに河川法に定める河川区域を除く。

(5) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

指針

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び振動防止対策を講ずること。

（ここでいう補正加速度レベルは、振動レベルと同一のものである。）

5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況（平成21年3月末現在）

(1) 特定工場数

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
大気関係	25	0	0	1	0	2	5	33
水質関係	19	1	0	1	0	0	2	23

(2) 特定施設数

ア 大気関係

別表番号	特定施設の種類の種類	施設数	
1	焼結鉍の製造用焼結炉	1	
2	製鋼用電気炉	4	
3	亜鉛の回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	0	
4	アルミニウム合金の製造用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0	
5	廃棄物焼却炉 （火床面積が 0.5 m ² 以上又は 焼却能力合計が 50kg/時以上）	4 t/時以上	24
		2 t/時～4 t/時未満	6
		2 t/時未満	27
合 計		62	

イ 水質関係

（別表番号 1～19 のうち、本市に届出されている施設のみを掲載）

別表番号	特定施設の種類の種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	5
15イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	24
15ロ	廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設	13
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	2
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	24
18	第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設の下水道終末処理施設	5
19	水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	1
合 計		74

6 公害防止管理者等選任届出状況

業種	区分	工場数	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者												
					大気関係				水質関係				粉じん関係	騒音関係	振動関係	ダイオキシン関係	
					合計	第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種					第4種
食料品製造業		1	1	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
印刷・同関連業		1	1		1						1						
化学工業		25	25	6	67	6	0	13	11	14	2	11	10	0	0	0	0
石油製品・石炭製品製造業		7	7	4	11	0	0	5	1	0	0	4	0	1	0	0	0
窯業・土石製品製造業		7	4		9	0	0	2	0	0	1	0	1	5	0	0	0
鉄鋼業		7	7	2	17	0	0	6	3	4	0	0	1	1	0	0	2
非鉄金属製造業		1			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属製品製造業		19	10		24	0	0	0	1	0	14	0	0	0	4	5	0
はん用機械器具製造業		5	5		7	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	2	0
業務用機械器具製造業		2	1		2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
電気機械器具製造業		14	12		19	0	0	1	4	0	2	0	0	0	6	6	0
輸送用機械器具製造業		4	4		9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0
その他の製造業		1	1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		0
電気業		3	3		3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学術・開発研究機関		0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		97	81	13	173	6	1	33	22	18	24	16	12	7	15	17	2
						62				70							

7 川崎市公害防止生活環境の保全に関する条例運用状況調査結果(平成 20 年度実績)

公布日：平成 11 年 12 月 24 日

施行日：平成 12 年 12 月 20 日

(1) 許可、届出等の状況

表 1 指定事業所数、設置許可数等

年度始 指定事業所数 (第 17 条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 指定事業所数 (A) + (B) + (C) + (D) - (E) - (F)
	現況 届出数 (第 29 条) (B)	既設 届出数 附則第 6 項 (C)	設置 許可数 (第 17 条) (D)	許可 失効・取消数 (第 27、28 条) (E)	廃止 届出数 (第 26 条) (F)	
2,999	0	0	25	5	36	2,983

表 2 事業開始

事業開始届 (第 21 条)
19

表 3 変更許可数等

変更 許可数 (第 22 条第 1 項)	変更許可 中止届 (第 22 条第 3 項)	変更 事前届 (第 23 条)	計画変更 等命令 (第 23 条)	計画変更 期間短縮 (第 23 条)	変更 事後届 (第 24 条)	承継 (第 25 条)
77	1	32	0	3	118	19

表 4 環境配慮書関係 (第 30 条関係)

環境配慮書	配慮項目別の内訳					
	環境 負荷低減 (付表 1)	化学物質 (付表 2)	自動車 排出ガス (付表 3)	温暖化 物質 (付表 4)	廃棄物 (付表 5)	組織 体制 (付表 6)
55	55	55	14	31	55	55

表 5 環境行動事業所関係

年度始 環境行動 事業所数 (第 32 条等関連) (A)	年度の増減数					年度末 環境行動事業所数 (第 32 条等関連) (A) + (B) - (C) - (D)
	認定 数 (B)	変更 届出数	認定の 失効 (C)	認定の 取消 (D)	手続の 免除	
22	8	24	7	0	0	23

表 6 事故時応急措置等完了報告書 (第 51 条関係)

件数
0

表 7 不飽和ポリエステル樹脂塗布作業数 (第 58 条関係)

件数
0

表 8 大型小売店における夜間小売業関係（第 64 条関係）

件数
0

表 9 開発行為等に関する工事調書（第 66 条関係）

工事調書	(1) 騒音及び振動の防止	(2) 粉じんの発生の防止	(3) 汚水の流出の防止
96	96	96	96

表 10 環境負荷低減行動計画書関係（第 73 条関係）

環境負荷低減 行動計画書届出	行 動 別 取 組			
	事業活動概要 (付表 1)	取組状況 (付表 2)	行動目標 (付表 3)	取組結果報告 (付表 4)
14	14	14	14	0

表 11 土壌関係（第 81 条関係）

資料等調査 結果報告書	土壌調査等 (詳細調査) 結果報告書	汚染土壌等 処理対策 実施計画書	汚染土壌等 処理対策 実施報告書	土壌調査等 (搬出土壌調査) 結果報告書
33	15	24	25	25

表 12 地下水関係（第 89 条関係）

揚水許可数 (附則第 3 項の許可を含む)	揚水届出数 (附則第 7 項の届出を含む)	揚水とりやめ 届出数
28	15	0

表 13 特定化学物質関係（第 97 条関係）

特定化学物質 管理報告書	(1) 特定化学物質 の管理状況	(2) 特定化学物質 の取扱状況	(3) 特定化学物質 の排出量及び移動量
0	0	0	208

表 14 特定化学物質関係（第 97 条関係）

特定建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 4)	特定外建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 8)	特定・特定外建築物 環境計画書届出数 (第 127 条の 4, 8)
36	4	40

特定・特定外建築物 環境計画書変更届出数 (第 127 条の 5)	新築等の取り止め 届出数 (第 127 条の 6)	工事完了 届出等数 (第 127 条の 6)	分譲共同住宅 環境性能表示届出数 (第 127 条の 11, 14)
51	1	39	20

2 指示、勧告、措置命令等

表 1 5 指示、勧告、措置命令等の総括表

	改善等指示	勧告	措置命令						許可取消	報告徴収	立入検査等
			改善命令	除去命令	撤去命令	停止命令	その他の命令	計			
許可関係 (条例第 17 条他)	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	23
環境配慮書関係 (条例第 30 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大気汚染物質規制関係 (条例第 40 条他)	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80
粉じん規制関係 (条例第 41 条他)	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
悪臭関係 (条例第 43 条他)	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165
水質関係 (条例第 45 条他)	24	0	0	0	0	0	0	0	0	862	482
騒音・振動関係 (条例第 49 条他)	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166
事故時関係 (条例第 51 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急事態関係 (条例第 52 条他)	0	-	0	0	0	0	0	0	-	0	0
屋外燃焼関係 (条例第 56 条他)	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99
炭化水素系物質施設関係 (条例第 57 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
樹脂塗布作業関係 (条例第 58 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
飲食店営業騒音関係 (条例第 62 条他)	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
環境負荷低減行動計画関係 (条例第 73 条他)	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0
土壌・地下水関係 (条例第 78 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	110
地盤沈下関係 (条例第 88 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
化学物質関係 (条例第 95 条他)	0	0	0	-	-	-	-	-	-	227	4
自動車関係 (条例第 104 条他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64
建築物に係る環境への負荷の低減関係 (条例第 127 条の 4 他)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	279	0	0	0	0	0	0	0	5	1,146	1,250

8 環境行動事業所一覧

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 32 条に基づき環境行動事業所として認定した指定事業所

平成 21 年 10 月 1 日現在

	認定事業所名	所在地	初回認定日	最新の認定日	認定の有効期限
1	㈱東芝研究開発センター	幸区小向東芝町 1 番地	H13. 1. 22	H18. 12. 13	H21. 9. 29
2	日本電気㈱玉川事業場	中原区下沼部 1 7 5 3 番地	H13. 2. 26	H18. 12. 1	H21. 10. 30
3	大同特殊鋼㈱川崎工場	川崎区夜光 2 丁目 4 番 1 号	H13. 5. 15	H19. 8. 26	H22. 8. 25
4	㈱東芝セミコンダクター社マイクロエレクトロニクスセンター	幸区小向東芝町 1 番地	H13. 6. 12	H19. 9. 15	H22. 8. 7
5	東日本旅客鉄道㈱川崎発電所	川崎区扇町 8 番 3 号	H13. 7. 10	H19. 3. 7	H22. 3. 6
6	㈱デイ・シイ川崎工場	川崎区浅野町 1 番 1 号	H13. 7. 13	H21. 2. 4	H23. 11. 25
7	富士通㈱川崎工場	中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号	H13. 7. 25	H21. 4. 28	H24. 3. 22
8	日本ポリエチレン㈱川崎工場（千鳥地区）	川崎区千鳥町 3 番 1 号	H13. 7. 27	H19. 6. 25	H22. 6. 24
9	旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所	川崎区夜光 1 丁目 3 番 1 号	H13. 8. 30	H21. 4. 21	H24. 4. 20
10	新日本石油精製㈱川崎製造所川崎地区	川崎区夜光 2 丁目 3 番 1 号	H13. 9. 4	H20. 5. 31	H23. 5. 30
11	新日本石油精製㈱川崎製造所浮島地区	川崎区浮島町 1 0 番 1 0 号	H13. 9. 4	H20. 5. 31	H23. 5. 30
12	東燃化学㈱川崎工場	川崎区浮島町 7 番 1 号	H13. 10. 19	H19. 10. 31	H22. 10. 16
13	東燃ゼネラル石油㈱川崎工場	川崎区浮島町 7 番 1 号	H13. 10. 19	H19. 10. 31	H22. 10. 16
14	富士電機システムズ㈱川崎工場	川崎区田辺新田 1 番 1 号	H13. 11. 16	H19. 2. 19	H22. 1. 26
15	旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所アクリル樹脂製造部	川崎区浮島町 1 0 番 9 号	H14. 1. 7	H21. 4. 21	H24. 4. 20
16	㈱東芝小向工場	幸区小向東芝町 1 番地	H14. 1. 18	H20. 10. 29	H23. 10. 28
17	㈱東芝浜川崎工場浮島分工場	川崎区浮島町 4 番 1 号	H13. 1. 19	H21. 1. 14	H22. 1. 30
18	東亜石油㈱京浜製油所水江工場	川崎区水江町 3 番 1 号	H13. 6. 1	H20. 7. 1	H23. 6. 30
19	キャノン㈱矢向事業所	幸区塚越 3 丁目 4 5 1 番	H18. 2. 9	H20. 9. 16	H23. 7. 30
20	㈱日本触媒川崎製造所浮島工場	川崎区浮島町 1 0 番 1 2 号	H18. 2. 16	H21. 6. 26	H24. 6. 25
21	三光ライト工業㈱本社工場	中原区宮内 2 丁目 2 9 番 1 号	H18. 2. 27	H20. 4. 28	H23. 1. 20
22	㈱日本触媒川崎製造所千鳥工場	川崎区千鳥町 1 4 番 1 号	H18. 2. 28	H21. 6. 26	H24. 6. 25
23	㈱東芝 浜川崎工場	川崎区浮島町 2 番 1 号	H13. 1. 19	H21. 1. 27	H22. 1. 30
24	三光ライト工業㈱中原工場	中原区上小田中 6 - 2 2 - 1 0	H20. 6. 3	H20. 6. 3	H23. 1. 20